

表3-5-1 自動車取得税・自動車税のグリーン化（平成14年現在）

	車種	自動車取得税	自動車税
低公害車 ^{*1}	ハイブリッド車	2.2%軽減	低排出ガス&低燃費車として、軽減
	電気自動車・天然ガス車・メタノール車	2.7%軽減	50%軽減（2年間）
グリーン購入法適合車 ^{*2}	超-低排出ガス&低燃費車	取得価格から30万円控除	50%軽減（2年間）
	優-低排出ガス&低燃費車	（自家用の場合、15,000円軽減）	25%軽減（2年間）
	良-低排出ガス&低燃費車	（営業用の場合、9,000円軽減）	13%軽減（2年間）
登録後11年超のディーゼル車			10%重課
登録後13年超のガソリン車			

■環境マネジメント

環境マネジメントシステム^{*3}の国際的な規格としては、ISO14001^{*4}がよく知られています。ISO14001は、PDCA（PLAN（計画）→DO（実践）→CHECK（点検）→ACTION（見直し））サイクルを繰り返すことにより、環境面の継続的な改善を図るもので、その認証取得のためには、審査登録や定期審査などに費用を要しますが、一方で環境負荷の削減や効率化によるコスト削減や社会的な信用という大きなメリットが得られ、認証取得に向けた企業の意欲は盛んです。また、市町村においても、既に鯖江市、福井市、武生市、敦賀市、大野市および勝山市の6市（平成14年12月末現在）が認証を取得しています。

これらを含め、本県においては、142件（平成14年12月末現在）がISO14001の認証を取得しており、県でもこうした積極的な取組みを支援しています。また、県自らの活動による環境負荷の低減に努め、行政として環境の保全と創造に関する施策を着実に推進するため、県本庁舎および議会庁舎を対象とした環境マネジメントシステムを構築し、平成12年11月21日にISO14001の認証を取得しました。現在、環境マネジメントシステムに掲げた目標の達成に向けて、環境負荷を低減するための継続的な改善に取り組んでいます。

また、ISO14001の認証を取得した事業所や認証取得を目指している事業所等が参画して、平成13年11月に「福井県環境ISOネットワーク^{*5}」が設立され、資質の向

*1 低公害車：走行に起因する窒素酸化物や二酸化炭素等の排出を抑制する上で、有効な自動車のことを言い、ここでは、ハイブリッド車、電気自動車、天然ガス車、メタノール車を指す。

*2 グリーン購入法適合車：「国等における環境物品等の調達の推進等に関する法律（通称、グリーン購入法）」における特定調達品目の判断基準に適合している自動車のことを言う。

*3 環境マネジメントシステム：自主的に環境保全に関する取組みを進めるに当たり、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、これらの達成に向けて継続的に取り組むための体制や手続等のこと。

*4 ISO14001：国際標準化機構（ISO）は、ジュネーブ（スイス）に本部を置く、電気・電子部品を除く産業分野の国際規格化を目的とする機関であり、環境マネジメントの規格（ISO14001など）や品質管理の規格（ISO9001など）などが定められている。

*5 福井県環境ISOネットワーク：平成13年11月、県内のISO14001の認証を取得した事業所等および取得を目指す事業所等により、幅広い情報の交換や効果的な研修等を通じて資質の向上を図り、環境改善に向けたより一層の取組みを推進するために設立された。

上を図り、環境改善に向けた取組みを推進するため、会員相互の情報交換や研修等を行っています。

■自主的取組手法

事業者は、付近住民だけでなく、投資家・金融機関・取引先・消費者等の多くの利害関係者から、環境面での取組みを評価されるようになってきたことから、事業活動による環境負荷の実態や企業としての環境保全活動に関する情報等を効果的に開示していく必要性が高まっており、環境報告書^{*1}を発行する事例も多くなりつつあります。

その際、環境会計^{*2}やライフサイクルアセスメント^{*3}などは、環境報告書に盛り込むべき情報を解析・評価する上で有効な手法と考えられることから、今後、事業者等において、積極的に導入していくことが期待されています。

■環境影響評価制度

県では、平成4年12月に「福井県環境影響評価要綱」を、平成11年6月からは「福井県環境影響評価条例」を施行し、大規模な事業について十分な環境配慮が行われるよう、環境影響評価制度を推進しています。

しかしながら、現在の環境影響評価制度は、事業の実施段階におけるアセスメントであり、事業の中止や大幅な変更を含んだ見直しを行うことは難しく、また、実施時期の異なる複数の事業等による複合的・累積的な環境影響については評価できません。

そこで、こうした課題に対応するために、計画の策定段階において環境影響評価を行う新たなアセスメントの手法、いわゆる「戦略的環境アセスメント^{*4}」が注目されており、我が国においても国や一部の自治体で検討が始まっています。

^{*1} 環境報告書：事業者が、環境保全に関する方針・目標・計画、事業活動に伴う環境影響の程度やその影響を削減するための自主的取組みの内容・結果を取りまとめて公表するための書物

^{*2} 環境会計：事業者が持続的発展を目指し、環境保全への取組みを効率的かつ効果的に推進していくことを目的として、事業活動における環境保全に関するコストとその効果を、できるだけ定量的に（貨幣単位や物量単位など）把握し、公表するための仕組み。なお、環境会計は、国際的にその手法が確立しているとはいえないが、環境省において「環境会計システム導入のためのガイドライン（2000年版）」を策定するなど、普及に向けた取組みが始まっている。

^{*3} ライフサイクルアセスメント：原料の採取から製造・使用・廃棄までを通して、製品やサービスの環境負荷を評価する手法

^{*4} 戦略的環境アセスメント：事業の実施段階より上位（または早期）の段階、つまり、政策や計画の意志形成段階において、関連する社会的側面や経済的側面も考慮に入れて環境面への配慮を幅広く検討し、環境配慮に関する情報を意志形成に組み込もうとする仕組み